

令和2年10月30日時点

岐阜県動物愛護管理推進計画（案）

令和3年度～令和12年度

令和3年4月
岐 阜 県

< 目 次 >

| | | |
|------|---------------------------------|----|
| 第 1 | 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 | 計画策定の趣旨 | |
| 2 | 計画の位置づけ | |
| 3 | 計画の期間 | |
| 第 2 | 計画の基本方針 ～「人と動物が共生する地域社会」の実現～ | 2 |
| 第 3 | 各主体の責務と役割 | 2 |
| 1 | 県民 | |
| 2 | 飼い主 | |
| 3 | 動物取扱業者 | |
| 4 | 動物愛護推進員 | |
| 5 | 動物愛護団体 | |
| 6 | (公社) 岐阜県獣医師会 | |
| 7 | 岐阜大学応用生物科学部 | |
| 8 | 市町村 | |
| 9 | 県 | |
| 第 4 | 現状と課題 | 6 |
| 1 | 動物に対する県民の意識 | |
| 2 | 保健所等への苦情 | |
| 3 | 家庭動物の飼養状況 | |
| 4 | 収容及び譲渡等の状況 | |
| 5 | その他の動物の飼養等の状況 | |
| 6 | 人と動物のハーモナイズ事業 | |
| 7 | 動物の愛護及び適正飼養の推進体制 | |
| 第 5 | 施策展開の方向 | 18 |
| 1 | 普及啓発活動の充実と、多様な主体との相互理解の醸成 | |
| 2 | 適正飼養の推進及び、返還・譲渡の推進 | |
| 3 | 動物の健康保持及び地域の生活環境の保全と動物による危害の防止 | |
| 4 | 動物取扱業の適正化 | |
| 5 | 動物の愛護管理推進への基盤づくり | |
| 第 6 | 具体的な取組み | 19 |
| 1 | 普及啓発活動の充実と、多様な主体との相互理解の醸成 | 19 |
| プラン1 | 県民のネットワーク等を活用した普及啓発活動の推進 | |
| プラン2 | 市町村広報媒体、ホームページ等を利用した普及啓発活動の推進 | |
| プラン3 | 普及啓発に関する講習会の開催 | |

| | | |
|-------|-----------------------------------|-----|
| プラン4 | 学校飼養動物の適正飼養等に関する支援 | |
| プラン5 | 動物愛護週間行事の開催 | |
| プラン6 | 身体障がい者補助犬の普及啓発 | |
| プラン7 | 実験動物取扱施設に対する普及啓発 | |
| プラン8 | 畜産業者等への普及啓発 | |
| プラン9 | 幅広い関係主体の参画による議論の活性化 | |
| 2 | 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進 | 2 1 |
| プラン10 | 適正飼養の推進 | |
| プラン11 | 猫の屋内飼養の推進 | |
| プラン12 | 収容動物の適正譲渡の推進 | |
| プラン13 | 収容動物掲載サイトの充実 | |
| プラン14 | 野犬の捕獲及び譲渡の促進 | |
| プラン15 | 遺棄及び虐待の防止 | |
| プラン16 | 動物介在活動の推進 | |
| 3 | 地域の生活環境の保全と動物による危害の防止 | 2 2 |
| プラン17 | 犬の登録と狂犬病予防注射の推進 | |
| プラン18 | 「犬のしつけ」の推進 | |
| プラン19 | 犬の飼い主への責務の徹底 | |
| プラン20 | 地域猫活動の推進 | |
| プラン21 | 無責任な餌やり行為に関する対応 | |
| プラン22 | 多頭飼養問題への対応 | |
| プラン23 | 特定動物の飼い主の社会的責任の徹底 | |
| プラン24 | 動物由来感染症調査の実施 | |
| 4 | 動物取扱業等の適正化 | 2 4 |
| プラン25 | 動物取扱業への監視強化 | |
| プラン26 | 動物販売時の説明事項の徹底 | |
| プラン27 | 動物取扱責任者の資質向上 | |
| 5 | 動物の愛護管理推進への基盤づくり | 2 5 |
| プラン28 | 県民の意識調査の実施 | |
| プラン29 | 動物愛護推進協議会の運営 | |
| プラン30 | 動物愛護推進員活動の活性化 | |
| プラン31 | 動物愛護管理担当職員の資質向上 | |
| プラン32 | 市町村担当職員の研修 | |
| プラン33 | 狂犬病発生時の体制整備 | |
| プラン34 | 被災動物救援体制の整備 | |
| プラン35 | ボランティアネットワークの構築 | |
| プラン36 | 動物の愛護管理に関する拠点施設の運営 | |

第7 計画の推進状況の評価

28

指標1 犬及び猫の引取り数

指標2 犬及び猫の殺処分数

1 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

岐阜県では幅広い世代にわたる約3割の県民がペットを飼養しており、街中やテレビ等でペットを見る機会も多く、今やペットは伴侶動物として生活に欠かせない存在になっています。その一方で、近隣の迷惑をかえりみない一部の飼い主や適切な管理ができないほど多数の動物を飼育する飼い主等による、生活環境の悪化や動物の遺棄、虐待等の問題が依然として見受けられます。私たちの動物に対して抱く意識や感情は、ライフスタイルや価値観等に深く関わっており、動物に対する考え方は多様であることを前提にしつつ、動物が人と一緒に生活する社会の姿や、人と動物の関わり方について十分に検討していく必要があります。

岐阜県では、「人と動物が共生する地域社会」の実現を基本方針として、平成19年度に「岐阜県動物愛護管理推進計画」を策定しました。平成25年に環境省から改正「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が示されたことをうけ、平成26年度には、動物の終生飼養や繁殖制限措置の更なる普及啓発や引取り数・殺処分率のより一層の減少に向けた取組強化等を盛り込んだ改定を行いました。この計画に即し、保健所、市町村、公益社団法人岐阜県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）並びに動物愛護団体等と協力しながら施策を展開してきました。

これらの施策に取り組んできた結果、保健所で引取った犬及び猫の数は減少し、保健所から新しい飼い主へ譲渡する犬及び猫の数が増加することで、殺処分率が減る等、一定の成果を得ることができました。

このような中、令和元年に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護管理法」という。）に伴い、国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）が改正され、「人と動物の共生する社会」の実現を目指していくためには、相互理解に基づく多様な関係者が協力し、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会的な課題について同時に取組む視点が必要であることが示されました。

この基本指針の改正を踏まえ本計画を改定し、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進することにより、引き続き「人と動物が共生する地域社会」の実現を目指していきます。

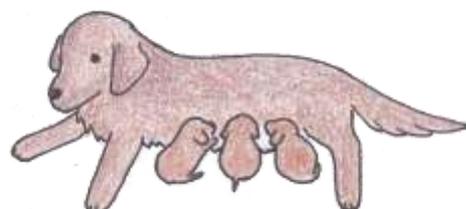
2 計画の位置づけ

本計画は、動物愛護管理法第6条の規定により策定するものであり、「基本指針」に即し、関係施策の推進について定めたものです。

対象とする動物は人が所有又は占有する動物です。

3 計画の期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とします。また、動物を取り巻く環境の変化に対応するため5年後を目処に見直される法や指針の改定を受けて、本計画の見直しを図ります。



第2 計画の基本方針～人と動物が共生する地域社会の実現～

本計画の基本方針は、すべての県民がそれぞれの立場を尊重しながら「人と動物が共生する地域社会」の実現を目指すことです。

人と動物がよりよい関係を築くためには、人が動物に対して抱く意識は様々であることを前提とした上で、動物を飼う人と飼わない人、動物を愛する人とかならずしも好まない人が我慢や対立することなく、相互に理解を深めていくことが何よりも大切です。

動物の飼養等を巡る様々な問題は、行政や個人が個別の取組みだけで解決できるものではなく、県民、動物の飼い主、動物取扱業者、動物愛護団体、県獣医師会及び行政等が、一体となって取り組む必要があります。

また、動物の飼養者は、その飼養する動物が命を終えるまで適切に飼養することが責務ですが、どうしても飼養を継続できない場合には新しい飼い主に譲渡することも責務であり、動物愛護の原則です。

第3 各主体の責務と役割

県民、動物の飼い主、動物取扱業者、動物愛護団体、県獣医師会及び行政等（以下「主体」という。）について、それぞれの役割を明確にした上で、動物の愛護と適正飼養に関する施策を協働で推進します。

1 県民

「人と動物が共生する地域社会」を実現するためには、県民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。地域社会では、動物を飼う人、好きな人のみならず、動物を飼っていない人、苦手な人が混在しているため、お互いがそれぞれの立場に配慮し、相互理解を深め、よりよい関係を築いていくよう努めなければなりません。

2 飼い主（動物の所有者又は占有者）

動物の飼い主となる前から、その動物の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努め、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境や家族構成の変化、経済的負担等も考慮に入れ、慎重に判断しなければなりません。

また、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、飼養する動物により周辺住民に迷惑をかけることがあることを意識し、被害者の置かれる状況を認識し、その社会的責任を十分理解した上で適正な飼養に努めなければなりません。

さらに、飼い主には、やむを得ない場合は動物の健康・安全を確保するために譲渡や引取りを求めることを含めて、その動物を最期まで適正に飼養管理する責務があります。

3 動物取扱業者

動物取扱業者は、法令で定める基準等を遵守し、取り扱う動物の適正飼養、保管等に努めなければなりません。

また、各主体が行う取組みに協力し、動物取扱業者としての社会的な責任を担うことが期待されます。

動物販売業者は、健康な動物を提供するとともに、動物販売業者の義務である現物確認・

対面説明を確実に実施し、購入者に対しマイクロチップ等による所有者明示の普及等の適正飼養に関する正しい知識の提供等に努め、「人と動物が共生する地域社会」の実現に向け、その一翼を担う役割があります。

4 動物愛護推進員

動物愛護推進員はこの計画を理解し、それぞれが有する経験や知識の下、県や市町村の取り組みに協力する役割があります。

また、動物愛護推進員には、地域のリーダーとして自ら主体となり動物の愛護と適正な飼養の重要性について地域住民の理解を深める活動が期待されます。

5 動物愛護団体

この計画の推進にあたって、独自のネットワークを活用し、各主体に対して、支援や協力を行う役割があります。

また、団体活動については地域住民からの理解の下、各主体と連携を図りながら、「人と動物が共生する地域社会」の実現を目指すよう努めなければなりません。

6 (公社) 岐阜県獣医師会

県獣医師会は、動物に対する専門的な見地から、動物の感染症発生防止に努めるとともに、動物愛護意識の高揚、動物の適正飼養の推進について自ら積極的に取組むとともに、各主体への助言や指導を行う役割があります。

また、VMA T (Veterinary Medical Assistance Team: 災害派遣獣医療チーム) を組織し、被災動物の救護や災害時に情報収集する役割があります。

7 岐阜大学応用生物科学部

教育機関として、この計画の推進について学術的な支援を行う役割があります。

8 市町村

動物の愛護や適正飼養に関する多くの問題や課題は地域に密着したものであり、生活環境を損なう不適正な飼い主への指導や普及啓発等について、管轄保健所と連携を図りながら、その解決に取り組まなければなりません。

また、災害時の被災動物の救護等については地域の実情を勘案したうえで、必要となる業務を担います。

なお、岐阜市については中核市として、県に準ずる役割があります。

9 県

県には、犬及び猫の保護や引取り、動物取扱業者や特定動物の飼養施設の監視指導等、専門的な業務があります。

動物の愛護と適正飼養の普及啓発、動物由来感染症(狂犬病を含む)対策及び災害時の被災動物の救護等については、地域に根ざした各主体の活動を支援し、県下全域で円滑に推進できるよう広域的な業務を担います。また、動物愛護の拠点施設として「岐阜県動物愛護センター」(以下「動物愛護センター」という。)の運営を行います。

動物愛護の精神に反して、虐待を受けるおそれがある事態及び虐待が認められる事態につ

いては、警察と連携して対応していきます。

さらに、動物愛護推進員の委嘱及び行政担当職員研修の実施等を通じ、動物の愛護と適正飼養の推進に取り組む人材を発掘、育成していく役割があります。

第4 現状と課題

1 動物に対する県民の意識（岐阜県県政モニターへの調査）

令和元年度に行った県政モニター調査では27.2%の県民がペットを飼養しており、過去に飼養したことがある人を含めると、77.2%がペットの飼養経験があります(図-1)。飼養しているペットの割合は、犬が最も多く、次に猫となっています。犬猫の飼い主のうち、73.7%が不妊・去勢手術をしています。26.3%の飼い主は、管理ができる、手術費用がかかる等の理由から不妊・去勢手術を実施していませんでした。

保健所で殺処分する子猫を減らすためには、飼い主が自己責任で不妊・去勢手術等の繁殖制限を行うことや、そのための補助制度の創設、猫を外へ出さない等の対策が有効であるとの意見が多く、その他、保健所からの譲渡募集、動物取扱業者への規制強化、猫を登録制にする等の意見がありました。

また、45.1%のモニターが、他人のペットが迷惑だと感じています(図-2)。平成29年度の調査では、53.1%であったことから比べるとわずかに減少しているものの依然として約半数が他人のペットに迷惑を感じていることがわかりました。具体的な内容としては、犬や猫の糞尿が放置されていること、無駄吠え、犬の放し飼いやノーリードでの散歩、飼えなくなったら無責任に捨てること等が挙げられています。

依然として、動物の終生適正飼養の推進は、多くの県民が望んでいる重要な課題となっています。

図-1 あなたは、ペットを飼っていますか
(令和元年度 有効回答342名)

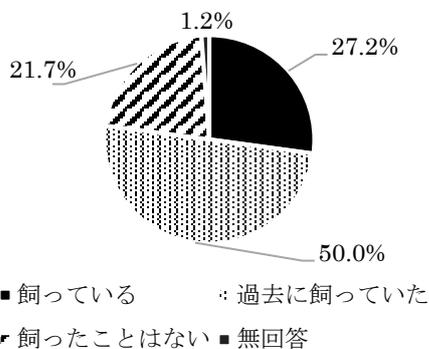
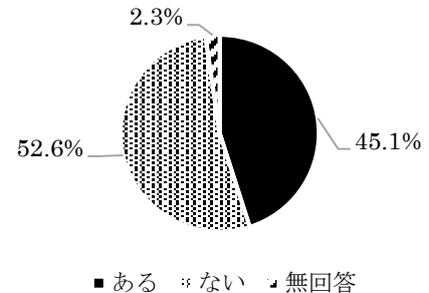


図-2 他人のペットを迷惑だと感じたことはありますか
(令和元年度 有効回答338名)



2 保健所等への苦情

令和元年度には、保健所等11カ所に434件の犬及び猫に関する苦情が寄せられています。過去10年間で、犬に関する苦情の件数は減少傾向にありますが、猫に関する苦情の件数は横ばい状態にあります(図-3)。その内容には、犬の放し飼い、鳴き声や糞害に関するもの等の不適正な飼養によるものが多く、犬及び猫の適正飼養の徹底が依然として課題となっています。さらに、無責任な野良猫の餌やりに関する苦情も多く地域環境を悪化させる問題となっています(表-1)。

また、近年は、多数の動物を飼養し適正な飼養管理ができなくなることで、極めて不衛生な生活環境に陥る問題が発生しています。保健所に寄せられる多頭飼養に関する苦情の件数

は、令和元年度で44件でした。他の苦情と比べて件数が多いわけではありませんが、ひとたび問題が発生すると、飼い主や自治体だけでは解決が難しく、ボランティア団体等と協力しながらの対応となり、各主体への負担や社会的な影響が大変大きくなります。多数の動物の飼養による生活環境の悪化を未然に防ぐために事前に飼養状況を把握することと、不適正な状況に陥ってしまった場合の対応が課題となっています。

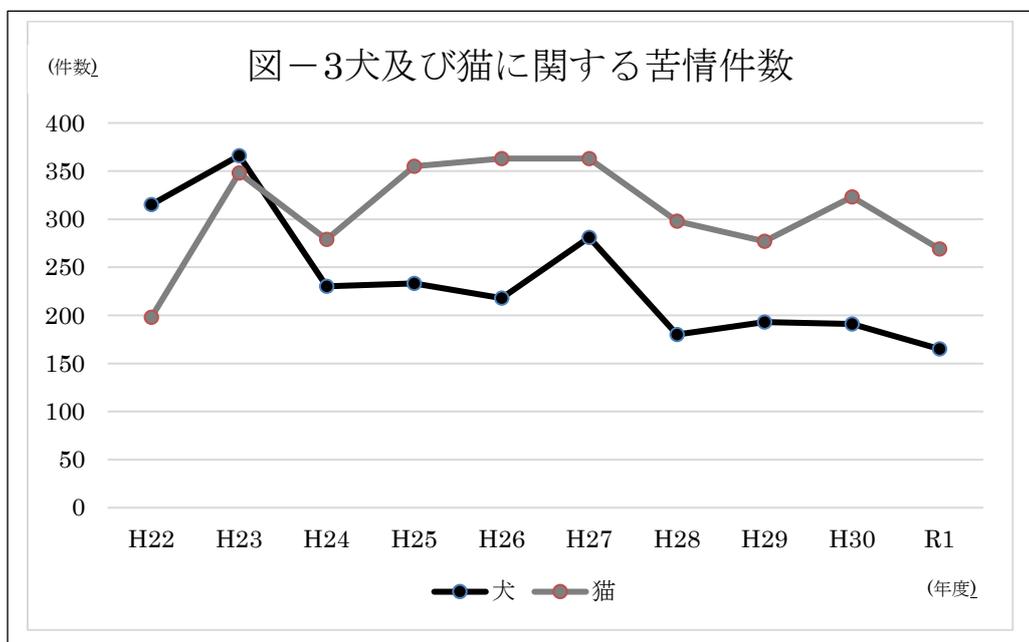


表-1 保健所に寄せられた苦情の状況 (令和元年度)

| 種別 | 項目 | 件数 | 種別 | 項目 | 件数 |
|----|------------|-----|----|----------------|-----|
| 犬 | 放し飼いに関する苦情 | 33 | 猫 | 鳴き声に関する苦情 | 10 |
| | 鳴き声に関する苦情 | 53 | | 悪臭に関する苦情 | 10 |
| | 悪臭に関する苦情 | 5 | | 糞害等に関する苦情 | 100 |
| | 糞害等に関する苦情 | 9 | | 家畜・田畑等の被害 | 19 |
| | 多頭飼養に関する苦情 | 4 | | 多頭飼養に関する苦情 | 40 |
| | 家畜・田畑等の被害 | 1 | | 野良猫への餌やりに関する苦情 | 90 |
| | こう傷等の被害 | 60 | | 合計 | 269 |
| | 合計 | 165 | | | |

3 家庭動物の飼養状況等

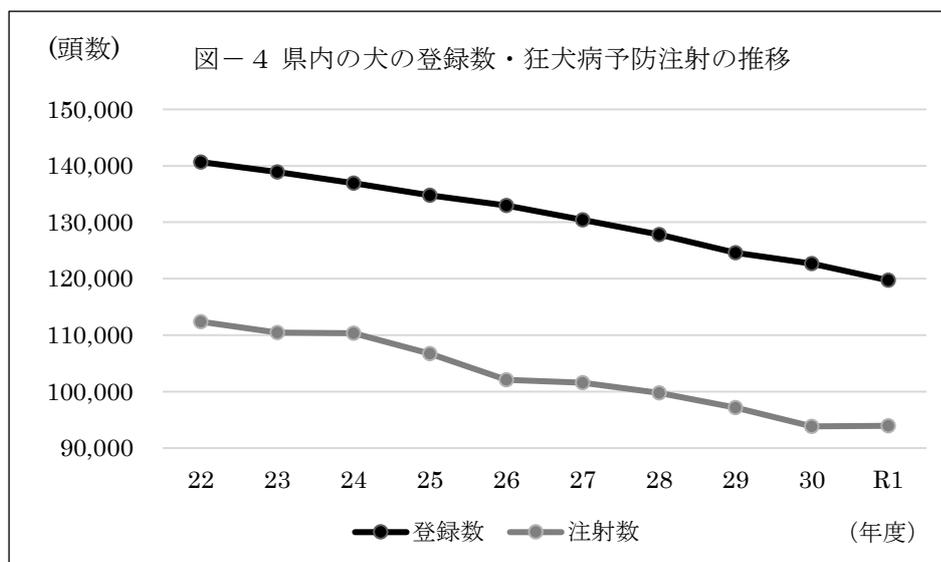
(1) 犬の飼養状況等

① 登録数と飼養数

県内の犬の登録数は、平成22年度の約14万頭から約14.9%減少し、令和元年度には約12万頭となっています。(図-4)。この間に県内人口も減少傾向にあり、平成22年度の約207万人から約4.6%減少し、令和元年度は約198万人となっています。登録数の減少率は、人口の減少率よりも大きいことから、登録した犬を飼養する県民の割合も減少傾向にあるといえます。

令和元年度の一般社団法人ペットフード協会の調査では、全国で、登録数の1.4倍の8,797千頭の犬が飼養されていると推計しており、県内においてもかなりの未登録犬

が飼養されていると考えられます。そのため、マイクロチップの普及とともに、犬の登録を一層推進していく必要があります。

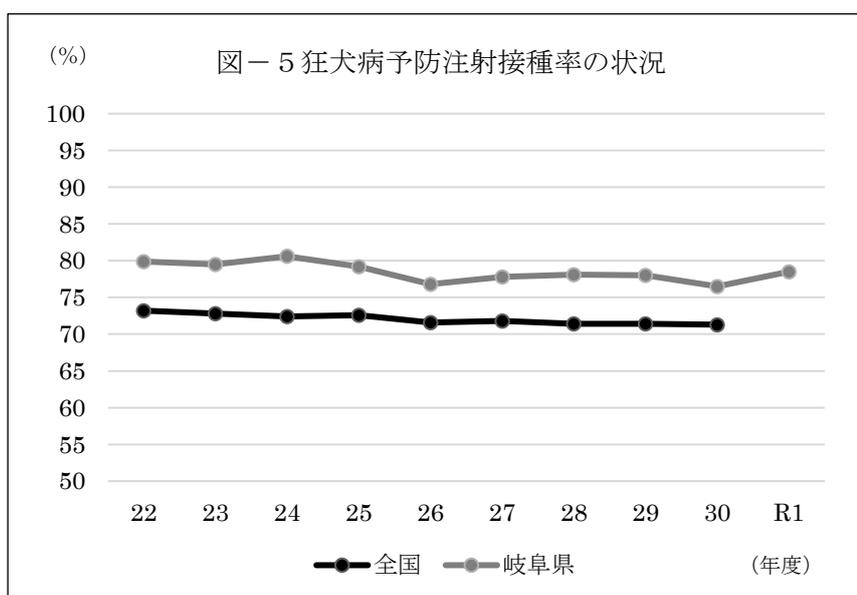


② 狂犬病予防注射接種頭数

県内の狂犬病予防注射の接種頭数は、平成22年度から令和元年度までの10年間では、約11万頭から約9万頭へと徐々に減少しております。

接種率は78%前後で推移し、全国平均より上回っています(図-5)。世界保健機関(WHO)によると、地域における犬の狂犬病ワクチン抗体保有率が70%以上であれば狂犬病の感染拡大を十分に防ぐことができるとされています。未接種となっている登録犬は、老犬や疾病等の理由により接種できない犬、既に死亡しているのにもかかわらず未届となっている犬等が考えられます。しかし、未登録犬を考慮すると、岐阜県での犬の抗体保有率が70%を下回っている可能性は否定できません。

狂犬病予防注射の接種は、狂犬病の蔓延防止を図る上において、重要な施策であり、接種率の向上は公衆衛生上の課題となっています。

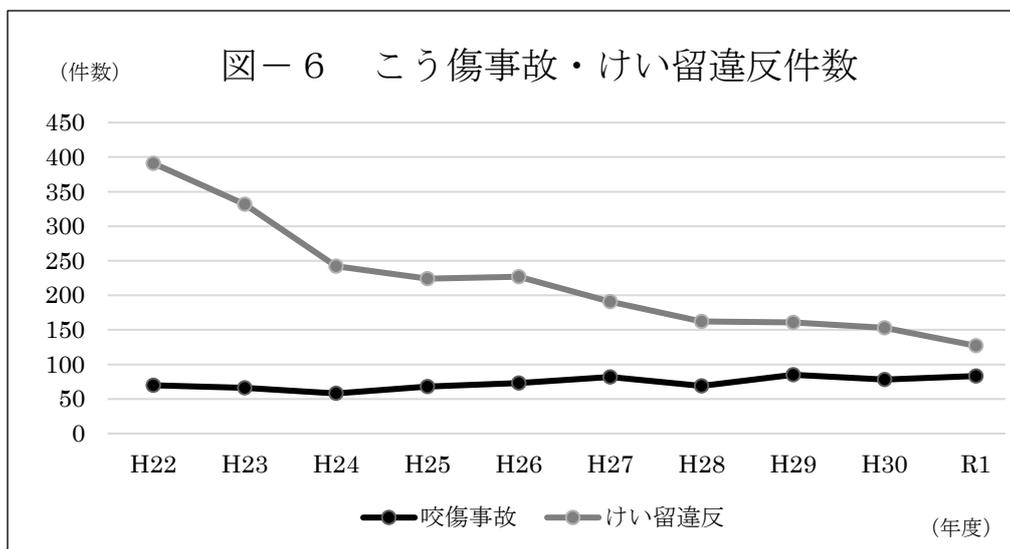


※狂犬病予防注射接種率=狂犬病予防注射接種数/登録数(%)

③ 犬によるこう傷事故の発生状況とけい留違反

犬によるこう傷事故件数は、平成22年度からほぼ横ばいとなっています。

けい留違反件数については、平成22年度の約400件から徐々に減少し、令和元年度は150件を下回りました。違反件数の改善は見られるものの、表-1のとおり保健所には「放し飼い」や「こう傷等の被害」に関する苦情も多く寄せられており、けい留義務の周知徹底が依然として課題となっています。



(2) 猫の飼養状況

令和元年度に実施された一般社団法人ペットフード協会の調査によると、全国の猫の飼養数は約9,778千頭となり、平成30年度の調査と同様、犬の飼養数を上回っています。

この調査結果を基に人口や世帯数から類推すると、県内には約13万頭の猫が飼養されていると推計されます(表-2)。

表-2 猫の推計飼養数

| | | | |
|--------------|--|--------------------------|--|
| 【国内】 | | (一社) ペットフード協会の推計値 | |
| ◆猫飼養世帯率 | | 9.69% | |
| ◆猫一世帯平均飼養数 | | 1.77頭 | |
| ◆猫飼養数 | | 9,778千頭 | |
| 【岐阜県】 | | 令和2年4月1日現在の人口から算出 | |
| ◆猫飼養世帯数 | | 約75,264世帯 | |
| ◆猫飼養数 | | 約133,217頭 | |

(3) 犬及び猫の所有者明示の措置状況

令和元年度には岐阜県内で263頭の犬が所有者不明として保健所に收容されました。鑑札と注射済票の装着は狂犬病予防法に定められた飼い主の義務です。また、災害時に迅速な救助を行う上においても所有者の明示は重要となります。

所有者明示の方法のひとつとしてマイクロチップの装着が勧められており、岐阜県でも令和2年6月末現在で、犬33,678頭、猫7,260頭のマイクロチップが登録されてい

ます（表－3）。平成30年度末の岐阜県の犬の登録数から換算すると、マイクロチップの登録割合は27.5%となります。

しかし、マイクロチップの装着が確認されても、登録がなかったり、登録内容が変更されていないため飼い主に返還できないことがあり、装着だけでなく手続き方法の周知が課題となっています。

表－3 マイクロチップ登録状況
（公益社団法人 日本獣医師会調べ 令和2年6月末現在）

| | | 全 国 | 岐 阜 県 |
|---|------|-----------------|-------------|
| 犬 | 登録数 | 1, 7 9 1, 9 2 1 | 3 3, 6 7 8頭 |
| | 登録割合 | 2 8. 8 % | 2 7. 5 % |
| 猫 | 登録数 | 5 4 0, 7 5 2頭 | 7, 2 6 0頭 |

※登録割合＝マイクロチップ登録数／H30年度犬登録数（%）

4 収容及び譲渡等の状況

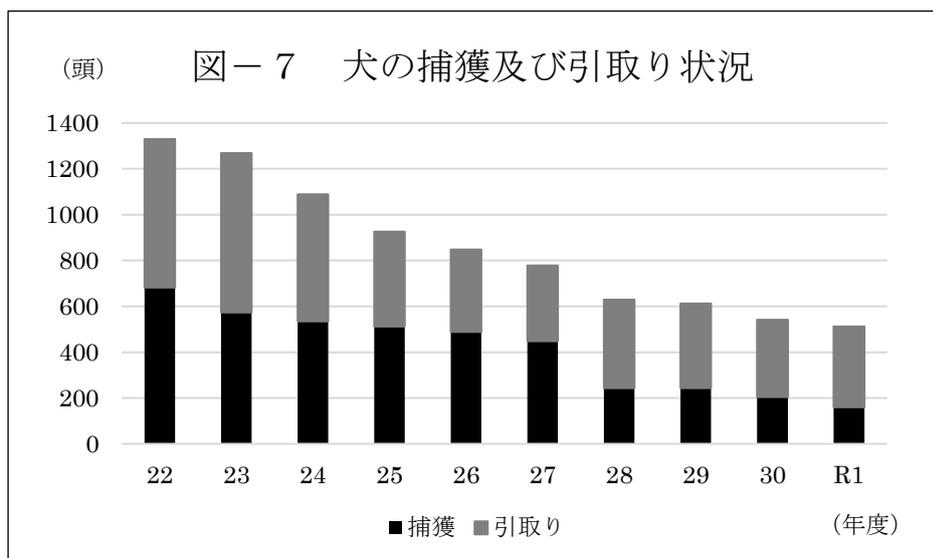
（1）犬

保健所に収容した犬の数は、平成22年度に比べて令和元年度は約61.5%減少しました。収容の内訳をみると引取りの割合が増加傾向にあり、飼い主等からの引取りを減少させることが課題となっています（図－7）。

令和元年度に収容した犬については、約86.9%が返還又は譲渡されており、殺処分率も12.1%まで減少しました（表－4）。引き続き、終生適正飼養を啓発し、保健所に収容する犬の減少を目指さなければなりません。

また、野犬等、一般的な飼い主には飼養が困難な犬についても譲渡を行うための馴化や、経験のある方を募る等により、できるだけ譲渡することが課題となっています。





※捕獲：狂犬病予防法及び岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき捕獲した犬
 ※引取り：動物愛護管理法に基づき、住民や警察等からの依頼により引き取った飼い主の不明な犬
 又は、飼養ができなくなったとして所有権を放棄された犬

表-4 保健所収容犬の返還と譲渡の状況

| 年度 | 保健所収容数 | | | 返還数 | 譲渡数 | 処分数 | 殺処分率 (%) |
|----|--------|-----|-------|-----|-----|-----|----------|
| | 引取り | 捕獲 | 合計 | | | | |
| 22 | 648 | 682 | 1,330 | 468 | 460 | 402 | 30.2 |
| 23 | 696 | 573 | 1,269 | 424 | 477 | 368 | 29.0 |
| 24 | 555 | 534 | 1,089 | 441 | 408 | 240 | 22.0 |
| 25 | 512 | 414 | 926 | 372 | 376 | 165 | 17.8 |
| 26 | 489 | 359 | 848 | 385 | 326 | 130 | 15.3 |
| 27 | 448 | 330 | 778 | 357 | 308 | 115 | 14.8 |
| 28 | 386 | 243 | 629 | 346 | 221 | 60 | 9.5 |
| 29 | 369 | 244 | 613 | 313 | 228 | 77 | 12.5 |
| 30 | 336 | 205 | 541 | 291 | 194 | 63 | 11.6 |
| R1 | 352 | 160 | 512 | 270 | 175 | 62 | 12.1 |

※殺処分率＝殺処分数／保健所収容数

(2) 猫

猫の引取り数は平成22年度からの10年間で、約46.5%減少しているものの、犬の引取り数が約61.5%減少したことに比べると減少幅が小さい結果となっています(図-8)。また、令和元年度に保健所で引取った1,687頭の猫のうち、約72.4%に当たる1,222頭が子猫であり、そのほとんどが飼い主不明の子猫です。こうした子猫の引取りを減少させていくことが課題となっています。

猫の譲渡率は犬に比較して極めて低く、令和元年度は約63%が殺処分となっています(表-5)。譲渡するのが困難な離乳前の所有者不明の子猫を収容することが多く、譲渡推進のためには経験のある飼い主を募る必要があり、ボランティアの協力により譲渡を行っているところです。しかし、離乳前の猫の飼養はボランティアへの負担が大きく、また成長後の譲渡先を探す必要があるなどの課題があります。

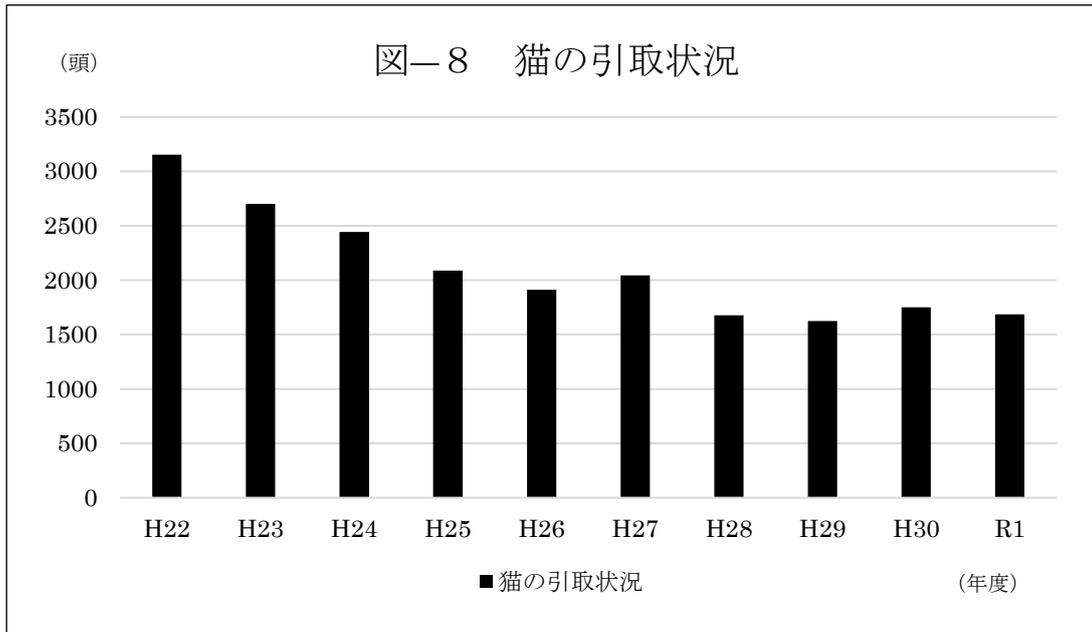


表-5 猫の譲渡・殺処分の状況

| 年度 | 引取り数 | 譲渡数 | 処分数 | 譲渡率(%) | 殺処分率(%) |
|----|-------|-----|------|--------|---------|
| 22 | 3,154 | 447 | 2707 | 14.2 | 85.8 |
| 23 | 2,702 | 485 | 2217 | 17.9 | 82.1 |
| 24 | 2,443 | 592 | 1851 | 24.2 | 75.8 |
| 25 | 2,089 | 517 | 1565 | 24.7 | 74.9 |
| 26 | 1,911 | 595 | 1316 | 31.1 | 68.9 |
| 27 | 2,044 | 701 | 1338 | 34.3 | 65.5 |
| 28 | 1,676 | 612 | 1057 | 36.5 | 63.1 |
| 29 | 1,625 | 546 | 1066 | 33.6 | 65.6 |
| 30 | 1,751 | 560 | 1192 | 32.0 | 68.1 |
| R1 | 1,687 | 618 | 1062 | 36.6 | 63.0 |

5 その他の動物の飼養等の状況

(1) 特定動物 (危険動物)

令和元年度末現在、31施設で153頭の特定動物が飼養されており(表-6)、それぞれの施設について特定動物の種類ごとに保健所の許可を取得しています。万が一逸走した場合に備え、飼い主に対応マニュアルの整備及び特定動物へのマイクロチップの装着等を義務付けています。

令和元年の法改正により令和2年6月から特定動物の愛玩目的での飼養は禁止されました。法改正前から飼養していた場合は、当該特定動物一代に限り飼養の継続が認められます。

基準の適合状況について確認するとともに、定められた飼養又は保管方法を遵守するよう徹底する必要があります。

表－6 特定動物（危険動物）の飼養状況（令和元年度末現在）

| 保健所名 | 許可施設数 | 許可数 | 動物種別内訳 | | | | | | | | | | 計 | |
|------|-------|-----|--------|-----|-------|------|-------------|---------|----------|------------|----------|----------|---|-----|
| | | | ツキノワグマ | ヒグマ | ニホンザル | ワニガメ | ニシアフリカコガタフニ | メガネカイマン | ブラジルカイマン | ボアコンストリクター | ビルマニシキヘビ | アミメニシキヘビ | | |
| 岐阜 | 6 | 13 | | | | 2 | 1 | | | | 5 | | 1 | 9 |
| 西濃 | 5 | 6 | 1 | | | | | 1 | | | | | | 2 |
| 関 | 3 | 3 | | | 5 | 3 | | | | | | | | 8 |
| 可茂 | 5 | 7 | | | 1 | 2 | | | 2 | | 1 | | | 6 |
| 東濃 | 1 | 1 | | | | 3 | | | | | | | | 3 |
| 恵那 | | | | | | | | | | | | | | |
| 飛騨 | 2 | 2 | 114 | 1 | | | | | | | | | | 115 |
| 岐阜市 | 9 | 14 | | | 1 | 4 | | 2 | | 2 | | 1 | | 10 |
| 合計 | 31 | 46 | 115 | 1 | 7 | 14 | 1 | 3 | 2 | 7 | 1 | 2 | | 153 |

※特定動物の飼養又は保管の許可・・・特定動物の種類ごと施設の所在地ごとに許可が必要

（２）第一種動物取扱業者

令和元年度末現在、721施設、934業種が第一種動物取扱業として登録されています（表－7）。

動物取扱業者は動物の飼い主に身近な存在であり、終生にわたる適正な飼養方法を自ら示すとともにマイクロチップの装着や繁殖制限措置の普及啓発に努めなければなりません。しかし、ペットの購入時のトラブルは後を絶たず、独立行政法人国民生活センターの調査によると、全国の消費生活センターには、平成24年度で約1,200件、令和元年度で約1,400件と、多くの相談が寄せられています。

令和元年の法改正により、令和3年から第一種動物取扱業の具体的な数値基準が設けられることとなる等、規制が強化されました。動物販売業者は販売にあたり、あらかじめ事業所で販売する動物を直接見せるとともに、対面で書面による重要事項の説明を行わなければならない等、飼養環境ばかりではなく業務の運用についても様々な規制がされています。法令の理解不足による基準違反や購入者とのトラブルを防止するため、第一種動物取扱業者の法律の遵守が課題となっています。

表－7 第一種動物取扱業の登録の状況（令和元年度末現在）

| 保健所名 | 施設数 | 登録業種別内訳 | | | | | | | 内訳計 |
|-----------|-----|---------|-----|-----|----|----|--------|------|-----|
| | | 販売 | 保管 | 貸出し | 訓練 | 展示 | 競りあっせん | 譲受飼養 | |
| 岐阜 | 109 | 64 | 63 | 4 | 7 | 13 | 0 | 0 | 151 |
| 本巣・山県センター | 43 | 30 | 19 | 1 | 4 | 1 | 0 | 0 | 55 |
| 西濃 | 90 | 64 | 39 | 3 | 5 | 4 | 0 | 0 | 115 |
| 揖斐センター | 31 | 20 | 15 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 39 |
| 関 | 33 | 20 | 16 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 40 |
| 郡上センター | 14 | 2 | 9 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 16 |
| 可茂 | 82 | 43 | 36 | 2 | 7 | 10 | 0 | 0 | 98 |
| 東濃 | 72 | 47 | 40 | 1 | 5 | 5 | 0 | 0 | 98 |
| 恵那 | 65 | 43 | 24 | 5 | 3 | 9 | 0 | 1 | 85 |
| 飛騨 | 51 | 26 | 28 | 3 | 3 | 9 | 0 | 1 | 70 |
| 下呂センター | 5 | 2 | 4 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 岐阜市 | 126 | 70 | 69 | 2 | 9 | 8 | 0 | 1 | 159 |
| 合計 | 721 | 431 | 362 | 22 | 53 | 63 | 0 | 3 | 934 |

6 人と動物のハーモナイズ事業

動物の愛護と適正飼養について、より効果的な普及啓発を図るため、平成7年度から「人と動物のハーモナイズ事業」と称して、保健所において各種事業に取り組んできました。平成26年4月には岐阜県動物愛護センターが開所し、その事業の一部を担うこととなり、より充実した事業を展開できるようになりました。

(1) 動物愛護センターにおける事業の実施

「人と動物が共生する地域社会の実現」を目指し、「収容した犬・猫の譲渡推進」、「動物愛護の普及啓発」及び「被災動物の救援」を主な機能としています。

動物愛護センターは、これまで保健所で行ってきた人と動物のハーモナイズ事業の一部を担い、動物愛護センターでイベントや講習会等を開催するのみではなく、各地のイベントに出向き普及啓発を行うなど事業を拡大することができました。

また、野良猫に起因する問題への対応として、自治会などが行う地域猫活動への支援を行っています。

事業をさらに推進するためには、ボランティアや他の主体との協力、地域猫支援事業のための体制整備等が課題となっています。

【事業概要】

①犬猫の譲渡の推進

保健所から移送した犬猫に、健康診断後マイクロチップを挿入し、手術可能な個体には不妊去勢手術を施す。講習を行ったうえで新たな飼い主に譲渡。

②愛犬のしつけ方教室

犬のしつけ方に困っている飼い主を対象にしつけ方教室及び個別相談会を開催。

③動物愛護思想の普及

動物愛護センターや、県内の学校等で動物愛護教室を開催。夏休み自由研究企画として小中学生を対象に動物愛護センターの見学会。県内で開催されたイベントに参加し、動物の飼い方などのパネル掲示やリーフレット等を配布。インターンシップ及び職場体験学習を実施。

④被災動物の救援

災害時に動物と避難する際の準備について、譲渡前講習やしつけ方教室等で啓発。また、自治体等が行う訓練に参加し、動物同行避難について周知。岐阜県内で大規模な災害が発生した際、被災した犬・猫などの「救護活動」を行うボランティアリーダーを養成。

⑤地域猫活動支援事業

飼い主のいない猫により生じる地域でのトラブルを解消するため、地域猫活動支援事業を推進。

⑥動物介在活動犬の育成

医療機関や福祉施設において、ふれあいなどを行うための動物介在活動犬の育成と譲渡。

⑦動物介在活動犬との訪問活動

育成中の動物介在活動犬の訓練の一環として、希望があった福祉施設を訪問。

（２）保健所における事業の実施

次代を担う子ども達や若い世代への動物愛護に関する教育は重要であり、保健所では、県獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し事業を行っています。

動物愛護に対する考え方は、時代によって変わっていくことから内容を随時見直し、対応することが課題となっています。

【事業概要】

①動物愛護教室

動物愛護の普及を目的に小学生を対象とした講習会を開催

②動物愛護週間行事

動物愛護週間（9月20日から26日）行事として県下5圏域の持ち回りで「動物愛護フェスティバル」を開催

③動物愛護推進員活動の支援事業

動物愛護推進員活動を支援

7 動物の愛護及び適正飼養の推進体制

（１）動物愛護推進協議会

平成16年3月に設立した動物愛護推進協議会は、人と動物とが共生できる心の豊かな社会づくりを実現するため、動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推進しています。

定期的に会議を開催し、動物愛護行政のあり方、動物愛護推進員の活動に対する支援等動物の愛護と適正飼養の推進に関することを協議しています。

今後も、県の方針について提言をいただく機関として、新たな団体の参加等その充実が課題となっています。

【岐阜県動物愛護推進協議会設置要綱 抜粋】

(目的)

第1条 動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推進し、人と動物とが共生できる心の豊かな社会づくりを目指し、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、岐阜県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 動物愛護推進員の委嘱の推進に関すること
- 二 動物愛護推進員の活動に対する支援等に関すること
- 三 動物の愛護及び適正な飼養の推進に関すること
- 四 県の動物愛護行政のあり方について協議すること

(2) 動物愛護推進員

平成17年2月より、岐阜県動物愛護推進協議会の構成団体から推薦を受けた方及び、公募により適切と認められた方等を動物愛護推進員として委嘱しています。

令和2年4月現在154名（岐阜県121名、岐阜市33名）を委嘱しており、県内各保健所との連携の下、地域における動物の愛護と適正飼養の推進に向け、様々な活動に当たっています。

活動の機会を拡大していくために、動物愛護推進員制度についての周知が課題となっています。

(3) 動物愛護管理担当職員

平成18年3月に制定した「岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「動物愛護管理条例」とする。）に基づき動物愛護管理員（獣医師）及び動物愛護管理技術員を各保健所に配置しています。

これらの職員は、動物愛護の普及啓発、犬及び猫の収容等の業務、住民等からの苦情等への対応、動物の飼養施設の立入検査等の事務を行い、各地域における動物の愛護と適正飼養の推進に努めるとともに、県民のニーズに的確に対応するため、常に知識や技術の向上に努める必要があります。動物を取り巻く事案は多岐にわたり、行政機関だけでは対応できないことが多く、その他の主体との連携が課題となっています。

また、令和元年の法改正により、市町村においても、動物愛護管理担当職員を置くよう努めることが規定されました。

(4) 被災動物の救援

平成7年に発生した阪神淡路大震災以降、各地で発生した地震などの大規模災害や毎年のように発生する豪雨災害等、ペットの保護や治療、同伴の避難生活が必要となる機会が増え

つつあります。当県は山林や河川が多く、東濃地域が東南海地震の指定地域となっていること等から、いつ大規模な災害がおきてもおかしくありません。災害時における被災動物の救援については、平時から被災動物救援計画により準備をすることが重要です。

ペットの避難に関しては、飼い主自身の日ごろの備えが前提になりますが、被災した飼い主の支援や飼い主とはぐれたペットの救護活動を円滑に行うためには、自治体や関係機関・団体等が公助として行う活動ばかりではなく、民間のボランティアの役割が極めて重要であり、連携する体制の整備が課題となっています。

【被災動物救援に関する取組み状況】

◆平成19年度

「災害時における動物の救護活動に関する協定書」を県獣医師会と締結

◆平成22年度

「岐阜県地域防災計画」に被災動物の救援体制に関する項目を規定

◆平成23年度

「岐阜県被災動物救援計画」を策定

◆平成24年度

「岐阜県被災動物救援本部設置要綱」を策定

第5 施策展開の方向

「第4 現状と課題」を踏まえ、本計画で取り組むべき事項を大きく5項目に整理し、具体的な取組みを展開していきます。

1 普及啓発活動の充実と、多様な主体との相互理解の醸成

動物の愛護と適正飼養の普及啓発活動について、各主体の広報媒体やネットワークを活用する等により充実を図ります。

また、獣医師や動物愛護推進員を講師とした講習会開催等により、動物の飼養に関する専門的な知識や技術、ボランティア活動から得られた体験等を県民に伝達する場を拡大していきます。

さらに、動物に対する考えは人それぞれに多様であることから、幅広い関係主体が議論する機会を設け、それぞれの立場や考え方についての相互理解を図るとともに動物愛護に対する一層の意識向上を目指します。

2 適正飼養の推進及び、返還・譲渡の推進

飼い主等の動物の所有者に対し、各主体が協働で動物の終生飼養及び適正飼養が社会的な責任であることを啓発し、保健所で収容する犬や猫の減少を図ります。

また、保健所で収容した犬や猫については返還や譲渡の推進等により、殺処分する犬や猫の減少を図ります。

3 動物の健康保持及び地域の生活環境の保全と動物による危害の防止

動物の適正飼養を推進し、動物の健康を保持するとともに、動物の虐待や遺棄、動物由来感染症の発生防止等、地域の生活環境の保全を図ります。また、動物を飼養していない人や動物を好まない人を含め、県民と動物が共生できる地域づくりに努めます。

また、岐阜県県政モニターへの調査により進捗状況を確認するとともに、調査項目の1つである「他人の飼養動物に対し、迷惑に感じたことがある人」の減少を目指します。

4 動物取扱業の適正化

動物取扱業に対する規制の遵守状況を計画的に監視し、動物取扱業の適正化を図ります。また、動物取扱業者が、自ら社会において果たすべき役割を考え資質向上に主体的に取り組むよう促し、優良な動物取扱業者の育成を目指します。

5 動物の愛護管理推進への基盤づくり

動物愛護推進協議会の運営、被災動物救援体制の整備及び動物愛護管理に関する人材の育成等により、動物の愛護及び適正飼養を推進していく基盤を整備します。



第6 具体的な取組み

1 普及啓発活動の充実と、多様な主体との相互理解の醸成

プラン1 県民のネットワーク等を活用した普及啓発活動の推進

県、環境省及び厚生労働省が作成した動物の愛護、適正飼養及び狂犬病予防に関するポスターやパンフレット等を、保健所や市町村窓口、動物愛護推進員及び動物取扱業者に配布の協力を求め、広く県民に動物愛護と適正飼養の普及啓発を行ってきました。また、動物を飼養していない人にも広く啓発するため、市町村が行うイベントやお祭り、学園祭等の多くの人が集まる場所で、主催者の協力を得てパネル展示や啓発資料の配布等による普及啓発活動を行ってきました。

さらに、ボランティアが集まる岐阜県動物愛護ネットワーク会議が設立され、効率的で効果的な普及啓発活動ができる体制が整備されました。

多くの県民に普及啓発できるようこれらの取組みを発展させていきます。

プラン2 市町村広報媒体、ホームページ等を利用した普及啓発活動の推進

県では、ホームページを活用し、迷い犬の情報や、動物を飼うに当たっての遵守事項、動物取扱業者の登録及び特定動物の飼養保管許可に関する手続き方法等の情報を発信するとともに、本計画の進捗状況、各主体の取組み状況等の情報を幅広く発信し、内容の充実を図っていきます。

また、市町村では、広報誌や回覧板の他にもインターネット、有線放送及びケーブルテレビ等を利用して広報を行っています。一層の普及啓発を推進するため、様々な情報を提供する等市町村の広報活動を支援します。

プラン3 普及啓発に関する講習会の開催

県は動物愛護教室やしつけ方教室、各種イベントを行い、動物の愛護や適正飼養の普及を図っています。平成26年度には、動物愛護センターが開所し保健所だけで行ってきた講習会等がより広く展開できるようになりました。

平成16年度より動物の飼養について豊富な経験と知識を持った人に動物愛護推進員を委嘱し、講習会の講師等として活躍する場を提供しています。

引き続き、動物愛護推進員と連携し動物の愛護や適正飼養についての講習会を開催していきます。

プラン4 学校飼養動物の適正飼養等に関する支援

学校で動物を飼養することは、動物についての理解を深め、生命を慈しむ心の育成等の効果が期待されます。しかし、動物の適正な取扱いがなされない場合には逆効果となってしまうことがあります。

県獣医師会では、「いのちの授業」を開催する等、学校飼養動物の適正飼養の推進及び命の尊さの啓発に取り組んでいます。また、保健所等は県獣医師会と連携して学校飼養動物の巡回指導を行っています。

これらの活動について、今後も県や市町村が支援していきます。

プラン5 動物愛護週間行事の開催

動物愛護週間中（9月20日から26日）に、「広く県民の間に動物愛護の気風を招来し、人の生活環境に調和した動物の適正飼養の普及を図ること」等を目的として、県、県獣医師会、開催地の自治体が協力して「動物愛護フェスティバル」等の動物愛護に関する事業に取り組んでいます。

また、動物愛護センターでは、動物愛護普及啓発の拠点として、年間を通してイベントを行うとともに動物愛護週間行事として「動物愛護センターフェスティバル」を実施しています。

引き続き、各主体と協働で、多くの県民に効果的に啓発できる動物愛護週間行事を実施していきます。

プラン6 身体障がい者補助犬の普及啓発

「身体障害者補助犬法」により、飲食店やスーパーマーケット等の施設管理者は、身体障害者が補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を同伴することについて理由なく拒むことができないこととされています。そこで、動物愛護教室や動物愛護週間行事等の機会をとらえて、法の周知を行っています。

引き続き、関係団体と連携し、関係施設等に対する同法の趣旨の徹底を図り、その普及啓発に努めていきます。

プラン7 実験動物取扱施設に対する普及啓発

動物を科学的利用に供する場合は、実験動物の福祉の原則及び動物実験の適正化の原則として、国際的に定着している「3Rの原則（苦痛の軽減：Refinement、使用数の削減：Reduction、代替法の活用：Replacement）」に配慮するように努めなければなりません。

大学、病院、研究機関等の施設における実験動物の飼養状況を把握してきましたが、今後とも定期的に再確認するとともに、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を周知し、「3Rの原則」を遵守した実験が行われるよう普及啓発を行っていきます。

プラン8 畜産業者等への普及啓発

産業動物の取り扱いについては、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理に努めなければなりません。

畜産業者、養鶏業者等に対して、県獣医師会及び関係機関との連携を図り、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」や、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を周知徹底していきます。

プラン9 幅広い関係主体の参画による議論の活性化

動物に対する考えは人それぞれに多様であることから、多くの方が賛同できる動物に対する考え方や動物の取扱い方についての意識の醸成を図っていくためには、幅広い関係主体の方により議論を行う必要があります。

そのため、動物愛護推進協議会を構成する新たな団体の検討や、保健・福祉関係者との意見交換会を開催するなど、幅広い関係者と議論する機会を設けるよう努めていきます。

2 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進

プラン10 適正飼養の推進

動物の終生飼養や繁殖制限措置、所有者明示措置、周辺的生活環境の保全等の適正飼養について、リーフレットの配布や講習会により啓発します。

終生飼養は、飼い主が動物を最後まで飼養することですが、やむを得ず飼養を継続できない場合は新たな飼い主を探すことも含みます。保健所等は終生飼養の原則に反する安易な引取りは拒否し、飼い主に対して命あるものとして責任をもって終生飼養することを指導します。

犬の鑑札をはじめ、飼い主の連絡先等を記した名札等の個体標識の装着、マイクロチップの装着は動物が逸走した際の所有者の発見を容易にし、保健所に収容される動物の減少につながります。また、災害時のペットの救援を円滑に行うために非常に役立ちます。

動物愛護センターでは、譲渡する犬及び猫にマイクロチップを装着し、所有者明示方法のひとつとして啓発を行います。

令和元年度の法改正により、令和4年6月から犬等販売業者については犬猫へのマイクロチップ装着と情報の登録が義務化され、飼い主は努力義務となります（ただし飼い主等が装着した場合は、情報の登録が義務づけられます）。

引き続き、市町村と連携しながら所有者明示の必要性について周知徹底を図っていきます。

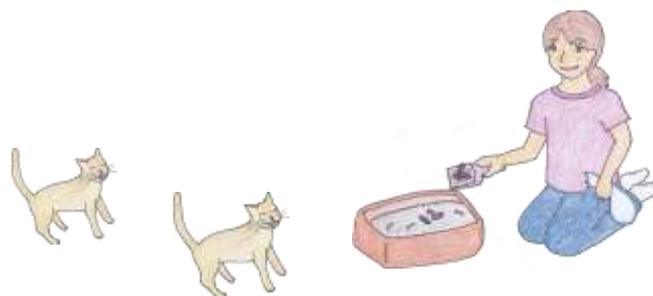
プラン11 猫の屋内飼養の推進

猫の飼い主は、周辺的生活環境の保持の観点、疾病の感染、不慮の事故から猫の健康や安全を確保するため、屋内飼養に努めなければなりません。

また、みだりに繁殖させず、発情期のマーキング（トイレ以外の放尿）や鳴き声を抑制し、適正に猫を屋内飼養するためには、不妊去勢等の措置が有効です。

これらの猫の適正飼養方法についてパンフレットを作成し、市町村と連携し配布してきました。引き続き、市町村の広報媒体等を活用した普及啓発を図ります。

また、動物愛護センターにおいては、屋内飼養方法の提示及び不妊去勢措置を施して譲渡する等、適正飼養の啓発を行います。



プラン12 収容動物の適正譲渡の推進

環境省の作成した「譲渡支援のためのガイドライン」を踏まえ、県内保健所等で収容した譲渡可能な犬及び猫について、ボランティアと連携を図り譲渡を進めてきました。令和2年度に、県内の保健所等に収容されている動物を一般の飼い主へ譲渡する活動を行うボランティア（以下「譲渡ボランティア」という。）を県内で統一的に登録する制度を整備しました。これにより、保健所に収容されている動物の情報を広く提供しやすくなりました。譲渡ボランティアの協力を得ながら適正な譲渡をすすめます。

また、保健所から動物愛護センターへ移送するマニュアルを平成30年度に改定し、適正判

定を行うまでの期間を短縮できるようにし、円滑な譲渡をすすめています。

動物愛護センターでは譲渡する犬及び猫に繁殖制限措置を行うとともに、不必要な繁殖の防止について啓発していきます。

今後は、譲渡した動物の追跡調査を行って、飼養状況を確認し必要な指導を行います。

プラン13 収容動物掲載サイトの充実

保健所に収容した飼い主が不明の犬猫について、一刻も早く飼い主が発見できるよう、ホームページ「迷い犬情報」で、収容犬の情報を発信しています。

また、飼い主が発見できなかった犬及び猫については、新たな飼い主を募るため譲渡可能な犬猫情報として掲載しています。

より広く情報を発信するため、譲渡ボランティアのホームページを県のホームページにリンクするなど、掲載サイトを充実していきます。

プラン14 野犬の捕獲及び譲渡の促進

岐阜県においても、未だ野犬の生息が見られる地域があります。こういった地域では、集中的に捕獲を実施します。野犬の多くは人に馴れておらず、取り扱いが困難であったり危険な場合があるため、捕獲後は、譲渡の適性を判断しボランティアの協力を得ながら人への順化を促すとともに、飼養経験が豊富な方を探す等、譲渡の促進に努めます。

プラン15 遺棄及び虐待の防止

法改正により、愛玩動物の殺傷、虐待等の罰則が強化されました。獣医師による虐待の通報が義務化されたこと等の周知徹底を図るとともに、通報への対応の明確化や必要な体制（通報窓口の設置、対応マニュアルの作成等）について整備していきます。また、多頭飼養等により生活環境が悪化している場合には、虐待等の状態が生じるおそれがあることから、各主体の協力の下、早い段階で状況を把握するとともに速やかに対応し、警察との連携をより一層推進することにより遺棄及び虐待を防止します。

プラン16 動物介在活動の推進

動物介在活動を行うには、受入施設の十分な理解の下に、高度な専門技術を取得した飼い主（ハンドラー）と適正な管理や訓練を行った動物の参加が必要です。岐阜県動物愛護センターでは、平成27年度から社会福祉施設等での動物介在活動を実践し、適切な動物介在活動を推進するとともに、育成した動物介在活動犬の譲渡を行ってきました。

この取組みを、動物の適正飼養の模範的な事例として、県民への動物愛護管理の普及啓発に活用していきます。

また、動物愛護センターで管理している犬及び猫を用いて、ふれあい事業を進めていきます。

3 地域の生活環境の保全と動物による危害の防止

プラン17 犬の登録と狂犬病予防注射の推進

狂犬病は世界各国で発生しており、狂犬病清浄国である我が国においても、狂犬病侵入時の蔓延防止に備え、国内飼養動物の発生予防対策を徹底することが必要です。

県、市町村及び県獣医師会により、問題点や課題等の検



討を行い、連携して狂犬病予防注射を推進してきました。

地域住民の利便性を考慮した集合注射の実施に努めるとともに、問題点や課題等の検討及び情報共有に努め、狂犬病予防対策の一層の強化を図ります。

また、多くの飼い主と接する機会の多い動物取扱業者や開業獣医師等による啓発の推進を図ります。

プラン18 「犬のしつけ」の推進

不十分なしつけに起因する犬の咬みぐせや無駄吠え等の問題行動に関する苦情は後を絶ちません。犬によるこう傷事故は、減少傾向にありますが、中には人の生命にかかわる重大な事故につながる危険性のある事例もあります。また、近年大きな災害の発生が多くなり、ペットと同行避難する機会が増えることが考えられます。

犬のしつけを徹底することは、犬と人のよりよい関係を築くための基礎となります。

動物愛護センターでは、定期的に犬のしつけ方教室やしつけ方相談を実施し、飼い主を支援していきます。

プラン19 犬の飼い主への責務の徹底

公共の場における放し飼い（ノーリード）や糞尿の放置については、動物愛護管理条例や一部市町村で定める環境美化に関する条例（いわゆる「ポイ捨て条例」）に違反する可能性があります。

県と市町村との連携により、放し飼いや糞尿の放置の防止について普及啓発を図るとともに、不適切な飼養を行う飼い主については、個別に指導し、飼い主の遵守事項を守るよう指導していきます。

プラン20 地域猫活動の推進

地域の中にいる飼い主がいない猫に対しては、迷惑を受けている方がいる一方、餌やりをする方や、かわいがっている方がいるなど、人により様々です。

無責任に餌やりをしている方への注意のみでは猫問題を解決することが難しいこともあり、選択肢の一つとして、県では地域猫活動を勧めております。

地域猫活動とは、飼い主のいない猫による糞尿等の問題を減らす目的で、不妊・去勢手術を行なったうえで給餌や糞尿の処理を適切に管理し、飼い主のいない猫を減らしていく活動です。

この活動は、地域住民が共通の理解の下で行うことが大切です。岐阜県動物愛護センターは、自治会での話し合いに参加し地域猫活動のルール作りへの協力、無料で不妊去勢手術を行う等の支援をしています。

地域における猫問題の解決に向けたこの取組みについて、理解と普及を図っていきます。

プラン21 無責任な餌やり行為に関する対応

飼い主のいない猫に不十分な管理のもとで餌を与える行為は、生活環境の悪化や新たな飼い主のいない猫の増加等の原因になっています。1匹の猫に餌を与え始めると猫が集まるようになります。毎日来る猫への餌やりはやめることができなくなり、繁殖能力が高いため短期間で子供を産み増えていきます。こういった悪循環にならないよう、猫の生態や社会問題不妊去勢手術の必要性を普及啓発します。

また、飼い主が明らかでない猫が数多くみられ問題となっている地域については、猫に

餌を与える人に直接指導するとともに、餌を与えている人の自覚を促すため、町内会、自治会等を通じ助言指導を行います。

プラン22 多頭飼養問題への対応

飼養する動物が多数となることで適切な管理ができなくなり、糞尿が堆積し、極めて不衛生な生活環境に陥る多頭飼養問題が起きています。飼い主や動物の健康を損なうだけでなく、悪臭等により周辺住民の生活環境が悪化し重大な問題に発展することもあります。飼い主に経済的、身体的な問題が生じていることがあり、飼い主への指導だけでは解決することは難しく、保健所だけでなく様々な主体の連携や協力が必要となります。

周辺の生活環境の悪化や動物の虐待を未然に防ぐためには、多頭飼養の実態を把握し、早期に対応することが重要であることから、令和3年度から、新たに多頭飼養届出制度を導入し、その把握に努めるとともに、定期的な飼養状況の確認、適正飼養の啓発を行っていきます。

また、飼い主に対する支援が必要な場合には、関係する市町村部局との連携を図り、対応する体制を整備していきます。

プラン23 特定動物の飼い主の社会的責任の徹底

特定動物が飼養施設から逸走した場合、人に危害を与える可能性が高く、一般の動物以上に飼い主の社会的責任が求められます。そのため保健所において、定期的に飼養施設の確認を行い、特定動物を飼養することの責任を周知してきました。

令和元年度の法改正により、新たにペットとして特定動物を飼養することは禁止されました。このことを、県民に周知するとともに、飼い主に対しては、引き続き、飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置及びマイクロチップ等による個体識別措置が確実に行われるよう、徹底していきます。

プラン24 動物由来感染症調査の実施

平成26年度から、動物由来感染症の予防及び発生時の適切かつ迅速な対応を促進するために、岐阜県内で飼養されているペット（犬・猫）の病原体保有状況を調査分析し、その結果を活用し、動物由来感染症に関する正しい知識を普及しています。

これまで、トキソプラズマ症、E型肝炎、重症熱性血小板減少症候群（SF-TS）、日本紅斑熱、サルモネラ、カンピロバクター、パストレラ等を調査してきました。

環境の変化により、病原体を媒介する生物の生態の変化や、新興感染症が発生するおそれが高まっており、引き続き調査を行っていきます。

4 動物取扱業の適正化

プラン25 動物取扱業への監視強化

令和元年の法改正により、動物取扱業への規制が強化されました。令和3年からは飼養施設の規模や、動物の保管に従事する従業員数、繁殖の回数等、具体的な基準が定められます。具体的な数値基準が定められることで、法律に適合しているかどうかが明確になります。また、動物取扱責任者の資格要件も追加されています。

法改正の内容について動物取扱責任者の研修会において周知するとともに、定期的な施設の監視の際に、基準等の遵守について指導を徹底します。

動物取扱業者に対する監視については、飼養施設の規模や施設設置場所における住民の生活環境等を考慮し、年間に監視すべき回数を定め、引き続き効率的かつ計画的に実施していきます。

プラン26 動物販売時の説明事項の徹底

これまで、動物の販売は、対面で飼養方法等の説明をすることとなっていました。令和元年の動物愛護管理法の改正により、購入者に対してあらかじめ行う現物確認は、『その事業所において直接行う』ことが必要になりました。このことについて、販売者だけではなく購入者へも普及啓発し、動物の販売者と購入者との間のトラブルだけではなく、飼い主の安易な動物の購入を防ぎます。



プラン27 動物取扱責任者の資質向上

第一種動物取扱業による適正飼養等を促進していくため、動物取扱責任者の資格要件が追加されました。

「動物取扱責任者研修」において、関係法令並びに、動物及びその飼養施設の適正な管理方法等の周知を図ります。

また、終生にわたる適正な飼養方法について動物の購入者に助言することや、動物の愛護及び適正飼養について広く県民に啓発できるよう、その資質向上に努めます。

5 動物の愛護管理推進への基盤づくり

プラン28 県民の意識調査の実施

県民の動物愛護に関する意識を調査するため、隔年で県政モニターへのペットに関するアンケートを行ってきました。

引き続き、アンケート調査を行い、県民の動物愛護に対する意識の動向や動物による生活環境への影響等を把握し、動物の適正飼養の普及状況について評価し、今後の施策に反映させていきます。

プラン29 動物愛護推進協議会の運営

動物愛護推進員の支援母体として、動物愛護推進員の委嘱の推進やその活動の方策等について協議し、動物愛護推進員の活動の充実を図るため、動物愛護推進協議会（第4-7-(1)・(2)参照）を設置し、運営してきました。

協議会において、動物の愛護及び適正飼養の推進に関する方策等について協議した内容を県の施策や各主体の活動に反映していきます。また、より広く意見を聴取するため、新たな団体の参加について検討していきます。

プラン30 動物愛護推進員活動の活性化

動物愛護推進員（第4-7-(2)参照）が、その役割（第3-4参照）を十分に果たせるよう、意見交換会等を開催し、情報の共有化を図ってきました。

災害時の動物救援に関する研修会を行う等、動物愛護推進員の知識向上を図るとともに、動物愛護推進員が行う動物介在活動や、動物の譲渡活動、災害時の同行避難の啓発活動等を支援します。また、動物愛護推進員の活動について情報を発信することにより、社会での認知度を高め、活動の場の拡大を図ります。

プラン3 1 動物愛護管理担当職員の資質向上

動物愛護管理担当職員（第4-7-(3)参照）は、動物の飼い主及び動物取扱業者への的確な指導や市町村、動物愛護推進員及び県民等の様々なニーズに応えるよう、専門的な知識や技術を幅広く取得していかなければなりません。

引き続き、動物愛護管理担当職員を、環境省及び厚生労働省等が開催する各種研修会に計画的に参加させるとともに、県自ら研修会等を開催し、動物愛護管理担当職員の資質の向上を図っていきます。

プラン3 2 市町村担当職員の研修

市町村担当者は、地域住民の最も身近な窓口として、種々の苦情や相談に応じています。そのため、動物の飼養を巡るトラブルが発生した際等に備えて、動物の飼養に関する制度等を承知しておくことが不可欠です。

「狂犬病予防に関する市町村担当者研修会」を県獣医師会と共催しており、今後も、市町村担当者の意向を調査し、要望等を把握したうえで継続して実施し、狂犬病予防対策の重要性や狂犬病予防法の改正の趣旨等の周知に努めていきます。

プラン3 3 狂犬病発生時の体制整備

日本では昭和25年に制定された狂犬病予防法によって、犬の登録と狂犬病予防注射、輸出入時の検疫が義務づけられ、その徹底が図られたことから、昭和32年以降狂犬病の発生はありません。しかし、令和2年5月、愛知県でフィリピンから来日した外国籍の男性に国内14年ぶりとなる発症が確認される等、海外国境を越えた人や物の移動が盛んな現代では、日本に狂犬病が侵入する危険性は常に存在します。

平成24年度には「岐阜県狂犬病発生対応マニュアル」を策定し、狂犬病の発生から確定に至るまでの対応と、関係機関の役割を示しました。

必要に応じて内容の充実を図っていくとともに、定期的にマニュアルを職員に周知し、疑い事例等の発生に備えていきます。

プラン3 4 被災動物救援体制の整備

平成7年の阪神淡路大震災以降、全国で発生した災害時においては、動物愛護団体、獣医師会及び関係行政機関等が連携、協力し、被災動物の救援にあたりました。

災害時には、ペットとの同行避難を原則として、あらかじめ定められた方法により救援活動が円滑に行われるよう、平成23年度に被災動物救援計画を策定しました。また、市町村に対して、防災計画や災害時動物対応マニュアルについて作成モデルを示し、令和2年度までに県内の全42市町村が地域防災計画に愛玩動物等の救援を位置づけることができました。引き続き災害時動物対応マニュアルの策定を支援します。

また、VMA T（第3-6）による情報収集や動物救援活動について、被災動物救援計画に盛り込むとともに、動物救援資材備蓄の充実を図ります。さらに、市町村が行うペットとの同行避難訓練等を支援し、被災時の対応について広く県民へ周知します。飼い主に対しては所有者明示措置をはじめ、災害時の移動用ケージや餌の確保等に努めるよう普及啓発していきます。

動物愛護管理の分野では、行政ではなく民間団体が主体となって果たしていくべき役割も大きいことから、民間団体への支援のあり方についても検討していきます。

プラン35 ボランティアネットワークの構築

大規模な災害時には、多くのボランティアが被災ペットの救援活動を希望し、被災地を訪れています。

県内には動物愛護に係るボランティアグループがあり、譲渡の斡旋や動物介在活動等に取り組んでいます。

ボランティアグループが、災害時のボランティアのリーダーとして活動できるよう、被災動物の飼養に関する研修会や意見交換会等を開催し、平成26年度から被災動物救援ボランティアリーダーとして登録しています。引き続きボランティアリーダーを広く募集するとともに、ボランティア間の交流を深め、被災時における組織的な活動ができるようネットワークの構築を図ります。

プラン36 動物の愛護管理に関する拠点施設の運営

平成26年4月に動物の愛護管理に関する拠点施設として「岐阜県動物愛護センター」を開設しました。

動物愛護センターは「譲渡の推進」「動物愛護の普及啓発」「被災動物の救援」を大きな柱として取り組んでいます。

現在、保健所で取り組んでいる動物愛護及び終生適正飼養の普及啓発を更に推進し、保健所での引取り数及び殺処分数の減少につながるよう、動物愛護センターの効果的な運営を検討します。

また、被災動物救援の拠点施設として平時の研修、資材の備蓄等に活用していきます。

第7 計画の推進状況の評価

本計画の進捗状況については、県政モニターへのアンケート調査（プラン28「県民の意識調査の実施」参照）をはじめ、「犬及び猫の引取り数」、「犬及び猫の殺処分数」を指標として、評価していきます。

指標1 犬及び猫の引取り数

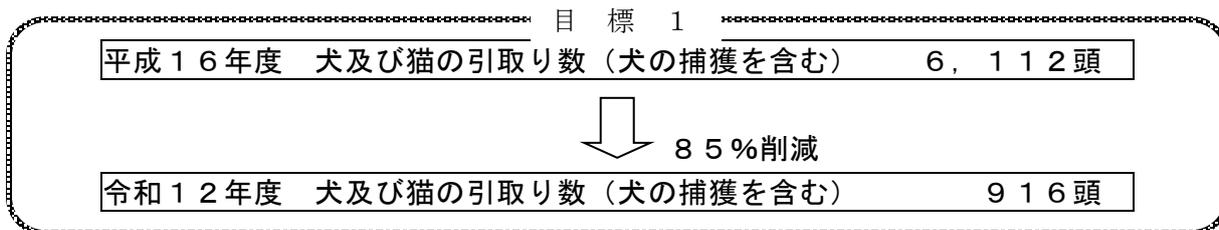
令和12年度までに「犬及び猫の引取り数を85%削減」（平成16年度を基準とする）を目標とします。

これまで、動物愛護管理指針に準拠し、令和5年度までに「犬及び猫の引取り数を75%削減」（平成16年度を基準とする）することを目標としてきました。

令和元年度の引取り数は、犬512頭、猫1,687頭の計2,199頭となっており、平成16年度を基準とすると64.0%削減されました。

犬については平成16年度から令和元年度までに約75%減少し、猫については約58%減少しています。平成16年度では、犬と猫の引取り数の割合は1:2でしたが、令和元年度には、1:3になっています。

本計画の目標を達成するためには、猫の引取り数を大幅に減らしていく必要があります。



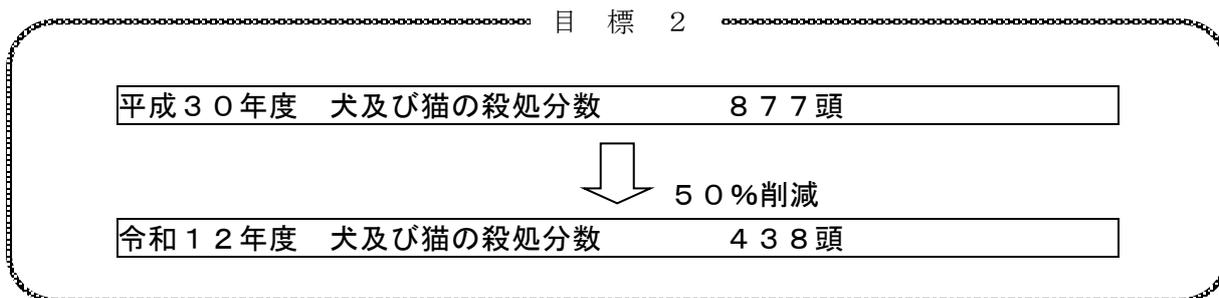
指標2 犬及び猫の殺処分数

令和12年度までに保健所で収容した「家庭で飼養できる犬及び猫の殺処分数の50%削減」（平成30年度を基準とする）を目標とします。

これまで、県独自の指標として殺処分率を用いてきましたが、指針の改正により新たに殺処分数の50%削減が指標とされたため、国の指針に合わせて設定するものです。

これまで、殺処分率を平成16年度の79%から、令和5年度までに35%にすることを目標としてきました。令和元年度には51%まで削減することができました。

令和元年度に殺処分した動物のうち約94%が猫です。また、殺処分した猫のうち65%が子猫であることから、子猫の譲渡をすすめることが課題となっています。





発行／岐阜県健康福祉部生活衛生課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111 (代)

058-272-1986 (ダイヤルイン)

FAX 058-278-2627

E-mail c11222@pref.gifu.lg.jp

ホームページ「岐阜県動物愛護」<http://www.pref.gifu.lg.jp/page/56571.html>

